

【大久保委員】 諫早市から出ている陳情、国指定天然記念物の「諫早市城山暖地性樹叢」に隣接する道路の改良についてということでありまして、この場所は諫早の眼鏡橋がある、いわゆる諫早公園に隣接する本明川沿いの、いわば諫早駅と諫早の中心市街地を結ぶ道路ということで、大変交通量も増えているのでありますが、ご承知のように国指定の記念物ということで全く手を付けられないで50年近く時間が経ったということ、今回こういう陳情が出ております。このことに対して、県の理解というか、対応についてお伺いしたいと思います。

【金子学芸文化課長】 先ほどの諫早市の城山暖地性樹叢の道路改良の件ですけれども、天然記念物の原状変更につきましては文化庁が可否の判断をいたします。その前提として、その樹叢の中にある、例えばヒゼンマユミやスダジイ、サツキというものの植生調査の実施を文化庁から指示を受けて、今、諫早市は取り組んでいるところであります。

それを受けて、今、拡張しようとしている部分の植生が、その全体の中で確保できるのかということが一番の論点になっておりますけれども、それを決めて今年度末をめどに保存管理計画を諫早市の方でつくっておりますので、その保存管理計画ができて、県の方に提出があれば、それを文化庁に提出するというところで進めているところであります。

【大久保委員】 期間をお示しいただいて、年内にということであります。今現在、諫早市で植生の調査をやっていると。それを踏まえて保存管理計画を直ちに作成して、それができた際には県も一緒になって文化庁の方をお願いしていただくということとっていいですね。ぜひお願いしたいと思います。

陳情は、隣接する道路の改良についてでありますけれども、実際あそこの諫早公園、城山というのは非常にツツジの産地であります。なかなかこれも樹木も高齢化といいますか、随分時が経って、いろいろ整備をして新たな名所としてやっていきたいと。これまた、やはり国指定ということが非常にネックになって、なかなか手をつけられないできたということですが、このことについても同じような取組というか、進め方をしていけば、手続を進めていけば樹木に対するいろんな整備というのも可能になるのでしょうか。

【金子学芸文化課長】 現在、管理計画をつくる中で、下の公園部分と上の樹叢部分というのが、天然記念物で上の方を守って、下を公園法で守るかということについても、同じように保存管理計画の中で検討されておりますので、それが一定結論が出れば、そういうこともできるのではないかと考えております。

【大久保委員】 諫早市の方にもそのように伝えさせていただきますし、そういう形でいろいろ手続を踏んだ上で、再度、この城山の上層部といいますか、山自体の環境整備ができるとなれば、これは諫早市の新たなツツジの名所として多くの皆さんをその季節にはお呼びして、憩いの場になるということも考えられますので、またその折には、県としてもぜひバックアップをお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

【松本委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【松本委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問をいたします。

説明資料の質疑で重複する部分は避けていた

だいて、委員一人当たり20分を目安に質疑応答をしていただきまして、議事進行にご協力いただきたいと思っております。

それでは、質問はございませんか。

【大久保委員】議案外ということでありまして、続けて質問させていただきます。

去る6月定例会のこの委員会で、例の公選法の改正で18歳選挙権ということで、具体的にはもう来年の夏の参議院選挙から適用されるということでありまして。現在の高校2年生が高校3年生になった時ということでありまして。

そういう中で、有権者登録がいつ頃になるのか。あるいは、高校3年生のクラスの中に有権者と有権者でない生徒が混在をするという状況の中で、非常に学校の現場の不安があるということをお伺いしたものですからお尋ねしました。

あれから3カ月でありますけれども、その現場における対応というのがどのように進んでいるのかお聞かせいただければと思います。

【渡川高校教育課長】前回の文教厚生委員会後の私どもの取組等について時系列でご説明いたしたいと思っております。

まず、8月3日に校長会がございまして、その時に選挙権年齢引き下げにかかる国の動き、あるいは県の取組等について概略説明をいたしました。

その後、8月20日に選挙権年齢引き下げにかかる研修会というのを実施いたしまして、これは全公立高等学校及び特別支援学校高等部の管理職及び教務主任が出席をしております。私立高校にも呼びかけてございまして、私立高校も全校参加をいたしました。この会は半日の研修会でございます。高校教育課からの説明及び県選挙管理委員会からの説明、そして、事前に学校から質問事項を聴取しておりましたので、そ

の質問への回答等をいたしました。

その後、8月26日に県選挙管理委員会と協議をいたしました。選挙管理委員会は、佐藤委員長をはじめとする委員の方々、こちらは教育次長、高校教育課、義務教育課で協議をいたしまして、現状、今後の取組、課題等について協議をしまして、今後、ワーキングチームをつくって、お互い連携を図って取り組んでいくということで合意をしております。

今後、全高校におきまして、選挙管理委員会から講師を招いて、来年の6月ぐらいまでのうちに全生徒、職員向けの講演会を実施します。これは県の選挙管理委員会だけではちょっと無理でございますので、各地区の選挙管理委員会の協力も得ながら、全学校、全生徒に選挙管理委員会からの講話をということでございます。

さらに、先ほど申しましたワーキングチームによって今後の取組を検討してまいりたいと思っております。

もう一つ、今、国が進めております副教材、これが9月中旬にホームページに掲載というふうに聞いております。さらに、政治的活動を禁止する通知の見直しもございまして。この2つを受けて、早急に管理職や教科担当者等を対象とする研修会を実施しまして、現場がやはり不安もございまして、こちらとしてもきちんとした方針を定めていきたいと考えております。

【大久保委員】高校現場で混乱を来さないように、着実に今手続を進めているという説明をいただきましたので安心いたしました。

また、教育委員会だけではなくて、県の選挙管理委員会と協議の上、ワーキングチームをつくって、その中で検討していくという答弁もいただきましたので、これは県の選挙管理委員会との連携というのは非常に大事でありますから、

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そういう中で、もう一つの問題は、18歳から選挙権を得られるということでありますけれども、その高校生の政治活動というか、選挙運動というか、どの辺まで許容されるのか、国の方針も含めて、今、何かお考えになっていることがありましたらお示しいただきたいと思います。

【渡川高校教育課長】生徒の政治的活動について、容認されることは、もうそういう流れでございませぬ。

大きくは校内と校外とあろうかと思いたすけれども、校内において認められるものがあるのかどうか。あるいは校外においても、やはり高校生ですので無条件に認めることはできないと思いたすので、どこまで県として指針を示すのか。また、細かいところは学校の実態に応じて学校が定めていくことになろうかと思いたすけれども、生徒が公職選挙法に違反する行為がないように、そこは慎重に私どもも検討し、そして学校、教員の方にも指導してまいりたいと思いたしております。

【大久保委員】文科省が、先日、これは通知ですか、案が判明したということで新聞記事にも出ておりまして、1969年以来ということでありますから、当時学生運動が激しい時から46年ぶりの通知の見直しだということでありませぬ。その部分は非常に難しい問題があろうかと思いたすますが、選挙権がいわゆる2年前倒しになったということも踏まえて、若いうちからの政治参画といいますか、それをどう学内外で公正にやっていくのかということ、教育委員会としてもこれから指導的立場にある中で大変なご苦労をされたいと思いたすけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

関係しまして、もう一つ懸念されることが、

昨今、いわゆる選挙における投票率がどんどん、どんどん下がっている。低投票率ということでありまして、私自身も全県的な選挙を2回する中で、8年前と2年前ではかなり投票率が下がったということを実感したわけでありませぬ。

我が県にとっても、我が国にとっても投票率が下がるということは、決していいことではございませぬ。

そういう中で、ある傾向があつて、有権者になって、少なくとも初めての選挙に投票に行った子どもたちは、大体その後も投票に行くという傾向があるというのを私は以前読んだことがあります。そういう意味では、この18歳というのは非常に大事だろつと思いたす。

そういう中で、本県においても今年の1月でしたか、これは小学校ですけれども、長与北小学校で模擬投票というのを実施されました。あれから半年以上経ちましたけれども、その結果を踏まえた検証と、今後、まさに主権者教育の中で模擬投票というのを県内でどのようにやっいていこうという方針でおられるのかお尋ねしたいと思いたす。

【長谷川義務教育課長】まず、長与北小学校の取組については、小学校、これは中学校もあわせてですけれども、主権者としての資質の基礎を順序よく育てていく必要があろうかと思いたす。その点で言えば、今ご指摘の模擬投票をするという実体験を伴う体験的な学びとともに、長与町の地域の課題、ごみの焼却工場を取り上げた地域の課題に対して、子どもたちが調べたり発表したり学習をしたり、これが大事だと思いたす。

もう一つは、6年生なら6年生なりに、政治のあり方とか選挙のあり方についての知識を身につける。このように知識を身につけることと地

域についての学びをすること、そして、模擬投票みたいに実感を伴った体験の学びをすること、これが小中学校では非常に大事だと考えています。

県教委としては、この長与北小学校の取組についてはホームページにアップをして、全ての学校にこのような取組をとということで紹介いたしております。また、さまざまな会の中で先進的な取組として紹介をして広げようとしているところでもあります。

それから、県立も同じように選管と協議をいたしまして、来月、今回は佐世保の中学校で同じような取組をするようにして、徐々に広げていきたいと考えております。

【大久保委員】なぜ小学校だったのかとか、あるいは、なぜ長与だったのかというのは、いろんな議論の経過もあるだろうと思います。そこを踏まえて、成功事例としての紹介だけではなくて、もっと県教委が積極的にこの模擬投票を進めていただきたいと、こう思うわけでありませぬ。

長与の方も終わった後のアンケートで、模擬投票をする前は、「将来、選挙に行こうと思えますか」という質問に対して、「いいえ」と答えたのが75%だったんですね。それが模擬投票実施後は、ほぼ全員が「選挙に行きます」と答えたということでもあります。このことからしても、非常に効果があるだろうと思います。ぜひこの長与北小学校の取組というのは、全国的にも非常にいい、地域を巻き込んで、そして地域の課題を小学生が議論をして、スムーズに模擬投票まで実施をした。非常にいいモデルケースだと思うんですね。ぜひこのケースを全県的に小学校、あるいは中学校、高校、地域も広げていっていただいて、全県的に模擬投票の取組を進めていただきたいと思います。いま一度お答

えいただきたいと思います。

【長谷川義務教育課長】委員ご指摘のとおり、非常に貴重な取組だと考えておりますので、積極的にいろんな場でこれを紹介し、普及に努めてまいりたいと考えております。